

円を現地に携行)、28日に厚木飛行場に進駐した先遣部隊は少數の設営部隊で本件の交渉に応ぜず、交渉は30日の本隊の横浜到着以後に持ち越された(連合軍が鹿児島県鹿屋へも進駐する旨通告してきたのに対応し、27日本行は総務部長より鹿児島支店長に対し、駐屯地に日本銀行券をいつでも現送できるよう準備すべき旨打電した)。

なお軍票使用問題に関する日本政府と連合軍の間における交渉開始の前日に当たる8月30日に、日本側交渉団のメンバーの一人である上記本行前川課長は横浜ニューグラント・ホテル内において、連合軍が持参した通貨を入手し、それが円貨表示の軍票であることを確認した。また大蔵省久保外資局長もほぼ同じころ横浜の別の場所において同軍票を入手したといわれている(日本銀行保有資料ならびに高石末吉『覚書終戦財政始末』第1巻、大蔵省、昭和33年、21~22ページ)。

- (8) 8月31日および9月2日の日付については、それぞれにつきその前後日とする諸説があって必ずしも明確ではない(前掲『図録 日本の貨幣』9、294ページ)が、ここでは前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第3巻、137ページ、によった。
- (9) 上掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第3巻、129~130ページ、133~134ページ。
- (10) 日本銀行保有資料。
- (11) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻、166ページを参照。
- (12) 昭和20年8月18日付『日本産業経済』。
- (13) 特殊預金とは、戦争中に、インフレーション防止の見地から、企業整備や建物の強制疎開に対して支払われた補償金、空襲の被害に対して支払われた損害保険金等を長期預金させたものをいう。
- (14) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻、191~192ページ。
- (15) 同上、193~195ページを参照。
- (16) 上掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻(金融1)、昭和51年、44ページ。
- (17) 日本銀行調査局「戦後におけるわが国経済の発展過程とその問題点」(前掲『日本金融史資料』昭和統編第7巻所収) 3ページ。
- (18) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻、534~535ページを参照。

(5) 経済危機緊急対策

戦後通貨対策委員会

昭和20年(1945年)8月15日の終戦を契機としてあらわになったインフレーションの進展を、政府も放任していたわけではなかった。既述のように政府は一方

では預貯金の無制限支払いや臨時軍事費の大量散布などインフレーションの促進要因となる措置を実施し、またインフレーションの先行きについて厳しさの欠ける見方も政府内にうかがわれたが、他方では経済危機に対処しようとして、政府は8月28日の閣議了解に基づき、「大蔵大臣の諮問に応じインフレ防止其の他戦後新段階に対処すべき重要な通貨対策に関し意見を具申し又は参画立案せしむる⁽¹⁾為」、大蔵省に「戦後通貨対策委員会」を設けることにし、9月1日、同委員会（委員長賀屋興宣、委員として本行の新木栄吉副総裁も参加）に対し「戦後新段階ニ処スベキ通貨対策」を諮問した。

戦後通貨対策委員会は早速審議を開始し、9月5日と7日に今後の方針に関する大まかな考え方を取りまとめた後、10月5日に「財政緊急対策」を、同月19日には「日銀券発行限度ノ設定ニ関スル意見」を答申した。⁽³⁾「財政緊急対策」は、終戦直後におけるインフレーション問題の核心は財政収支の均衡いかんにあるとし、健全財政の確立を目標とした財政計画の策定を建言したものであったが、11月5日に政府は、「経済秩序の破綻と悪性インフレーションの発生を防止し、進んでは経済活動を促進するが為には食糧及燃料の確保、失業の防止、国民道義の恢復、通貨価値の安定其の他各般の民生安定恢復の諸方策と財政収支の均衡の恢復とを併行し綜合的且強力に実施する外に途なし」とし、⁽⁴⁾「財政緊急対策」が示唆していた戦時利得税や財産税の創設、歳出の大幅削減策の果敢な実行を期した⁽⁵⁾「財政再建計画大綱要目」を閣議了解した。

一方、「日銀券発行限度ノ設定ニ関スル意見」は、終戦後の新事態に即応して日米為替相場安定の基礎条件を作り、あわせて通貨価値の維持を図るため、戦争末期に事実上停止されていた銀行券最高発行限度の設定を復活させるべきであると提言していたが、さらに戦後通貨対策委員会が11月28日に「戦後通貨物価対策委員会」と改称された直後に取りまとめた意見書では、⁽⁷⁾管理通貨制度の合理的運営を期するため中央銀行の独立性確保、金利政策の活用、支払準備の中央銀行への集中、国債の公募主義への移行などを主張していたことが注目されよう。戦後通貨対策委員会あるいは戦後通貨物価対策委員会のこれらの意見書は、当時の金融政策の基本的な在り方に関する重要な提言を行ったものといえるが、ただこの

ような考え方を実現していくための当面の具体的な対策の提示を欠いていたから、終戦直後の急激な情勢変化に対応するためには「あまりにも原則的、一般的であった」ことは否定できない。⁽⁹⁾

本行の措置

終戦直後の通貨増発、インフレーションの進展を抑制するため、本行も努力したこととはいうまでもない。

第1に、昭和20年8月17日に大蔵省が指示した金融機関の資金融通に関する方針に沿って、本行は取引先金融機関を通じ、退職者に対する退職金については原則として現金払いを避け、期限3か月以上の銀行定期預金をもって支給させるとともに、戦争中の企業の債権債務決済は原則として直接現金を使用しない方法によらせるなどの措置を講じた。

第2に、戦争中、軍需産業資金の円滑・迅速な調達を図るため、本行は軍需手形の再割引および軍需会社支払手形を担保とする貸付に対し、商業手形の再割引歩合と同じ日歩9厘を適用して優遇してきたが、戦争終結後の事態の変化に即応して同優遇措置を廃止し、公定歩合の体系を、①商業手形割引歩合、②国債担保貸付利子歩合、③国債以外担保貸付利子歩合、④当座貸越利子歩合という戦前の姿に復帰させるとともに、当座貸越利子歩合を1厘引き上げて日歩1錢1厘に改め、11月1日から実施した。

第3に、公定歩合の体系改正と同時に、本行は、日本興業銀行・横浜正金銀行・帝国銀行・三菱銀行・安田銀行・三和銀行・住友銀行の大銀行7行に対し戦争中から適用していた貸付利率調整手続を改め、新たに「調整率適用手続」を制定し、これら大銀行に対する本行の貸付が一定の標準額以内にあるときは日歩1錢（当時の商業手形割引歩合の1厘高）を適用し、標準額を超えたときはその超過額に対して日歩1錢1厘を、さらに標準額の2倍を超えたときは日歩1錢2厘⁽¹⁰⁾の金利を適用することにして、本行貸出の膨張抑制を図った。この貸付利率調整制度を適用することになった大銀行は、資金統合銀行からの多額の借入金を、軍需融資や軍需会社の民需産業転換資金、賃金・退職金支払い資金の融通に充てて

いたが、資金統合銀行が連合軍の命令により閉鎖されたのに伴い、これら大銀行の資金繰りは一段と悪化し、本行借入れへの依存の増大が不可避の情勢になったのに対応して、上記の措置がとられたもので、終戦時における調整率適用基準額を一部増額のうえ本制度を実施した。

その後上記の大銀行以外の普通銀行に対する本行の貸出もしだいに増大し、しかも固定化する傾向が強まったため、本行は上記「調整率適用手続」を適用していない普通銀行に対しても、本行貸出に対する適用金利を段階的に引き上げることにより、新規貸出の抑制と既往貸出の回収を図ることにし、新たに「高率適用手続」を制定して、昭和12年以来廃止していた一般取引先に対する高率適用制度を復活した（昭和21年1月18日実施）。

しかし、以上のような程度の措置では、終戦直後の通貨膨張・インフレーションの進展に対し抑制効果を挙げることは期待できなかった。昭和25年1月に取りまとめられた本行調査局の資料「戦後における日本銀行の信用政策」は次のように記している。⁽¹¹⁾

終戦直後における政府資金の放漫な支出、預金引出を中心とする通貨の膨脹が、その後長期かつ急速に進行したインフレーションの根源であつたことを思えば、或いは終戦と同時に政府資金の支出を厳重に引締めるとともに預金支払制限を実施し、通貨の膨脹を抑えるべきであつたかもしれない。しかし戦時中の貯蓄の増加は預金支払制限を行わぬという公約によつてもたらされたものであつたこと、また終戦に伴う復員過程を円滑に処理し、政治的・社会的混乱を未然に防止する必要のあつたことなどを思えば、これらの強力な措置の実施は实际上不可能であつたし、若し強行したならば場合によつては不測の混乱を起したかもしれない。かく考えればこの終戦直後において、日本銀行が、通貨の膨脹を抑制するために強力な政策を探りえなかつたのは已むを得ないところであつた。

たしかに終戦直後のインフレーションの進展は敗戦に伴う政治的・社会的・経済的混乱を防止しようとして余儀なく生じたという面がかなり大きく、その点では政策選択の余地は比較的に乏しかったともいえよう。しかし、激しいインフレーションの高進をいつまでも放置しておくならば、日本経済を崩壊に導く危険があった。時間の経過とともに、思い切った総合的な措置を講じる必要性がいよいよ

よ強くなったことはいうまでもない。

財産税構想

昭和20年10月29日付の「財政再建ニ関スル件」と題する大蔵省文書は、インフレーションの抑制と経済の再建をはかるため財産税を創設するとともに、同税徵収上の技術的必要もあり新円の発行と預金の封鎖を実施するという構想を示して(12)いた。モラトリアムは行わないというこれまでの度重なる政府声明にも、もはやこだわってはいられなくなったのであろう。

一方、昭和20年10月30日と31日に開かれた本行の部局長支店長会議でも、一部の支店長から、この際預金の封鎖や財産税の新設を行うべきであるという意見が出された。⁽¹³⁾これに対し新木本行総裁は、「通貨問題は頗る重大な問題で通貨整理のみでは到底解決出来ない。広く財政の問題と見合せて考へねばならない。財政問題は国民経済の上に立つてみると共に物価問題とも結び付いてゐるから其等を総合的に考へて行く必要がある。外国の例でも単に通貨整理のみで効を奏したことはない、……財政問題は如何しても税制の整理が付き、予算の均衡が得られなければ解決は困難である。そこで凡ゆる努力を財政問題に向けることが必要である。御意見の中には預金の封鎖、切捨て等の話もあつたがかかるることは実行すべきでないと思ふ」と述べていた。⁽¹⁴⁾

しかし、大蔵省主税局は国民の全財産に対し一回限りの課税を行う「財産税創設案要綱」(10月30日付)と、戦争利得者に対し財産増価税を賦課する「財産増価税創設案要綱」(10月31日付)を取りまとめた。これらの要綱は一部修正のうえ、11月5日に閣議了解を得た前記「財政再建計画大綱要目」に盛り込まれたが、財産税および財産増価税の徵収に際しては「新様式の日本銀行券を発行し現銀行券と強制的に交換せしむる所存」であることが示されていた。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

本行も11月2日付で下記内容の「財産税実施ニ伴フ通貨ノ引換及預金ノ取扱ニ関スル件(案)」を作成し、⁽¹⁷⁾同月9日、総務・発券・営業・国債・考查・調査の各部局長会議を開いた。上述のような政府の財産税・財産増価税徵収構想に対応した措置であったと思われる。

1. 敗戦後のインフレーションの高進とその対策

- イ、財産税課税価格の算定期日（昭和21年8月10日を予定）を中心にして、通貨（額面5円以上の日本銀行券）の引換えを行うことにし、この期日までに従来の通貨は原則としてすべて金融機関（郵便局を含む）の預貯金に預入させる。
- ロ、上記算定期日の前15日間は一定金額（日常生活に必要な金額として1世帯当たり200円程度）を限り、1対1の比率で新旧通貨の引換えを認める。この引換えは1世帯1回に限定し、米穀通帳等を呈示させて引換えを行った旨を同通帳等に証印する。
- ハ、上記算定期日の翌日から旧通貨は強制通用力を失い、流通を禁止することにし、これに代えて新通貨を流通させる。
- ニ、上記算定期日の翌日以後10日間は、1世帯1回に限り一定金額まで新旧通貨の引換えを認めるが、その他の引換えは認めない（引換金額および世帯の確認方法はロ、の例による）。
- ホ、上記算定期日の翌日以後は、預貯金の払出しはすべて新通貨で行う。
- ヘ、金融機関は上記算定期日現在においてすべての預貯金に関する預金高調書を税務署に提出し、税務署から一定期間内に所在不明として返付されたもの以外の預貯金は、一定期間経過後は自由に払出しを行う。
- ト、金融機関を除く法人に対してもおおむね以上と同一の取扱いを行うことにするが、新旧通貨の引換額等については別途考究する。
- 以上のように、政府と本行は財産税および財産増価税の徵収ならびにそれと関連する通貨措置について検討を重ねたが、政府は財産増価税に代えて戦時利得の完全排除をねらいとする戦時利得税を設けることにし、11月24日付で連合国最高司令部の了解を得た。11月26日、渋沢敬三蔵相は記者会見を行い、財産税および戦時利得税の実施とともに新円を発行することを言明したのに続いて、12月3日の第89回臨時議会予算総会においても、財産税と戦時利得税の徵収に関連して「現金を課税の対象とするに付いても新様式の日本銀行券を発行し現銀行券と強制的に交換せしむる措置を講ずる所存である」と述べた。⁽¹⁸⁾このような蔵相の発言が当時すでに顕著となっていた預金の引出しや換物運動を一段と促進し、インフレーションの進展をいよいよ激化させたことは容易に想像できよう。12月5日付

の本行調査局資料「新券引換見合せ論」は、定期性預金の当座性預金への移行、名義分割、預金担保の借入れ申込み、当座性預金の引出しなど憂慮すべき事態が生じており、引き出された預金は動産や食糧の買入れに向けられ、闇物価を不当に高騰させている事実を指摘し、このまま推移すれば、新券引換えまでの間に預金の引出しによる銀行券の増発が巨額に達し、このため新券引換え実施予定時点より以前にモラトリウムを実施せざるをえなくなる恐れもあると考えられるので、「此際新券引換の方針を一擲することに依り一般預金者の不安を抹消し以てモラトリウム実施の如き将来の資金蓄積を阻害する事態を惹起する事なき様努力⁽²⁰⁾す」べきであると提言している。

このように情勢が深刻化し、悪循環が深まるなかで、大蔵省はモラトリウムの実施と同時に新通貨との引換えを行い、一定額以上は預金として預入させ、封鎖した預金に財産税を課する一方、食糧対策、石炭対策、経済活動の振興等総合的政策を推進する構想を固めていた。そして、インフレーションがいっそう激化し、また預金の引出しの著増により金融機関が支払い不能に陥る危険性も増大したのに伴い、通貨措置を含む総合的な緊急措置の具体化が急がれ、昭和21年1月2日、政府は各省関係者を招集して緊急経済対策に関する会議を開き、内閣試案の線に沿って各省が所管事項について具体策を作成することにした。次いで同月26日の閣議において、食糧対策ならびに金融緊急措置を中心とする一連の施策により当面の経済危機を克服するだけでなく、国民の勤労意欲を振起し、生産流通の積極的振興と国民生活の安定とを確保して、新しい日本経済の出発点にすることを目的とした「経済危機緊急対策実施要綱」を決定した。⁽²¹⁾これにより預金封鎖、新円切替え、現金の強制的預金化を中心とする金融緊急措置の実施は決定的となり、1月22日から開始された連合国最高司令部との折衝も本格化した。

最高司令部は日本政府の提案に対して原則的に賛意を表したものの、細部の点で話合いが難航した。問題点の一つは、新様式の銀行券を発行して現に流通している銀行券と引き換える代わりに、現行銀行券に一定の証紙を張り付けることであった。証紙の使用は詐欺・紛失・保管などの点で欠陥があるとして最高司令部は反対したが、短時日のうちに新様式の銀行券を必要量だけ準備することは不可

能であった。証紙の使用が認められなければ通貨交換の早急な実施は望みがたく、悪性インフレーションの進展からわが国経済は崩壊してしまうおそれがあり(23)たった。渋沢蔵相は辞職をほのめかしてようやく最高司令部の承認を取り付けた。こうして、政府は昭和21年2月14日から16日までの間に、金融緊急措置を含む「経済危機緊急対策」に関する一切の手続きを完了し、16日（土曜）の夕方、同対策を公表した。

財産税の使途をめぐる論争

前述のように、昭和20年10月末、大蔵省は財産増価税および財産税創設に関する要綱を取りまとめたが、そのころ新聞もまた政府が財産税について研究を進めているとの報道を行った。⁽²⁴⁾そのため財産税創設問題は、各方面から大きな関心が持たれるようになり、その後、この問題をめぐる新聞・雑誌の記事や論説が目立つようになった。

当時の大蔵省の構想では、財産増価税は「戦争に因り財産関係に生じたる不均衡を是正し、以て戦後財政再建の確立に資する」ことを意図したものであり、他方財産税は「破綻に直面せる財政を再建する為……巨額の歳入を確保すること」⁽²⁵⁾をねらいとし、「財産税の創設等……に依り破局的なる我国財政再建の礎石を築くと共に出来得れば之に依り莫大なる通貨量及購買力を回収して通貨の価値を安定し我が経済秩序を維持せんことを企図するもの」で、これら特別税の収入金により大幅な国債償却を行うことにしていた。⁽²⁶⁾つまりここで考えられた財産課税は、①財政破たんの防止、と②富の公平な再分配を主たるねらいとし、あわせて③インフレーションの抑制をはかろうとしたものであった。

当時、財産課税の実施ならびにこれを通じて上記のような諸目的を達成しようとする点については支持する論調が多かったものの、具体的にどのような形で①と③の目的に役立たせるかに関しては整合的で、煮つまった意見はあまり見受けられなかった。そのなかで本行はインフレーションの抑制を最重視する観点からこの財産課税措置を活用すべきであると考え、財産税の収入金は本行が保有する国債の償却に充当するのが筋であるという主張を述べた調査局長名の文書を昭和

21年1月19日、各方面に配布した。⁽²⁸⁾ すなわち、財産税収入を通常歳出の財源に充てれば、その時点では財政赤字はそれだけ縮小するが、一時的な効果しかもたず、そのうえこれまで累積した既存の購買力は移転するだけで減少せず、インフレ抑制には寄与しない、したがって国債の一般的な償還ではなく、本行保有の国債および本行が市中金融機関に対する貸付の担保として受け入れている国債のみを対象として償却すれば、既存購買力の圧縮によりインフレーションの抑制に大きく寄与しうると考えたのである。⁽²⁹⁾

しかし本行のこうした考え方は多くの反発を被った。それは、一つには当時、財産税収入を国債償還以外の支出財源として使用すべきであるという考え方もあったし、⁽³⁰⁾ 前述のように大蔵省の構想でも財産課税のねらいの中で購買力の収縮という点は第二義的に考えられていた。また国債の償却という表現が一般的な国債の償還と誤解され、その結果、せっかく民間から吸収した資金が民間に戻され、インフレーションの抑制に役立たないとか、最大の国債保有者である金融機関の救済策であるとの反論を生じた。⁽³¹⁾

これに対しそうした誤解を解こうとする非公式の努力はなされたものの、本行としては本格的な再反論は行わないことになり、この論争は中途で幕切れとなつた。その後財政支出が急膨張したことなどもあり、本行の提案は受け入れられないままに終わったが、当時なかなか一般の理解を得がたかったこの財産税論争における本行の主張の意味は、昭和24年にドッジ・ラインのもとで本行の多額の対政府貸付金の償還が行われ、経済安定に大きく寄与した際、ようやく一般に了解されるに至るのである。⁽³²⁾

経済危機緊急対策

昭和21年2月16日に発表された「経済危機緊急対策」の概要は次のとおりである。⁽³³⁾

イ、食糧対策 国民とくに勤労者の生活安定を確保するため、供出の完遂、肥料・農機具・農薬等の確保、隠退藏食糧の動員、配給の適正化、生鮮食料品の確保に努めるとともに、連合国に対し食糧輸入の許可を要請する。

1. 敗戦後のインフレーションの高進とその対策

ロ、隠退藏物資対策 緊急勅令を公布して隠退藏物資、不当払下げ物資、買いだめ・売惜しみ物資の買上げを実施し、適正な配給を行う。

ハ、鉱工業生産増強対策 石炭および繊維製品の増産をはかるとともに、産業政策の重点を食糧生産用物資の生産に集中し、その拡大に伴って輸送ならびに輸出品・生活用品の生産など特定部門の振興をはかるため、新たな構想のもとで重要物資の生産・配給・価格等について必要な統制を実施する。

ニ、通貨対策 預貯金等の封鎖、流通現金の預貯金化（一定額のみ新円に切換え）により、過剰購買力の当分の間の封鎖を断行し、そのうえで財産税・個人財産増加税・法人戦時利得税を徴収することによって、悪性インフレーションの進展を阻止する。

ホ、物価対策 米・石炭の価格等を基準にして物価体系を確立し、各種物資の生産・配給・価格等について適切な統制を行い、国民生活の安定と生産流通の振興をはかる。

ヘ、就業対策 健全な勤労意欲の振起と正常な生産流通の振興に資するため、できる限り就業の増加をはかる。

ト、生活援護対策 「働く者は食うべからず」を鉄則とするが、やむをえない生活困窮者に対しては生活援護策を講じる。

「経済危機緊急対策」の発表に際して政府は、幣原喜重郎首相の「声明」により同対策の基本的目標を説いて国民の協力を訴え、榎橋渡内閣書記官長の「経済危機緊急対策の意義及概要——新日本の建設——」により政策の意図と全容を解説し、渋沢敬三蔵相の「国民各位ニ訴フ」により金融緊急措置を取らざるをえなかつた理由とその意図を明らかにした。次いで2月17日（日曜）、緊急対策に掲げられた方針に基づき、「金融緊急措置令」（勅令第83号）、「日本銀行券預入令」（勅令第84号）、「臨時財産調査令」（勅令第85号）、「食糧緊急措置令」（勅令第86号）、「隠匿物資等緊急措置令」（勅令第88号）、「食糧管理法施行令改正ノ件」（勅令第87号）を公布施行し、3月3日に「物価統制令」（勅令第118号）を公布、一部を除き即日施行した。

以上のように、政府は悪性インフレーションの防止と新しい日本経済の再建を

目指して、通貨措置を含む総合的な諸対策の実行を意図したのであったが、金融緊急措置と物価体系の策定を除けば、即座に効果をあらわしうるほどの対策はなかった。とくにインフレーションの根因である財政赤字に関する基本的な対策は提示されていなかった。「経済危機緊急対策」のねらいは、徹底的なインフレーションの収束にあったというよりは、インフレーションの進行を抑えながら、総合的な施策によって生産再開・経済再建の手掛かりをつかもうとするにあつたといえよう。

(1) 政府が終戦直後から戦後インフレーションを警戒していたのは事実であるが、しかし同時に、戦後におけるデフレーション要因に注目する見方があったことも否定できない。このことは終戦から約1か月後の9月11日、東京銀行集会所において津島大蔵大臣が行った演説にもある程度表われている。もちろんこの演説は基本的にはインフレーション防止策の必要とその方針を述べたものではあるが、この中で次のような情勢判断が表明されている（前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第17巻、183ページ）。

之を大局より申しますれば、前述の如く通貨膨脹の主たる事由が膨大なる軍事費の支出を主体とする政府歳出の増大と軍需生産資金の著増とでありまするに対し、戦争終結に伴ひ、将来此の種資金の放出は自ら阻止せらるるに至るのであります。此点よりすれば却つて所謂「デフレーション」の傾向を創致するものとも謂ひ得るのであります。又復員其の他労務の転換に伴ふ労務過剰の形勢は自然今日迄物価騰貴の一大原因たる過当賃銀が合理的には正せらるべきことをも期待し得るのでありますて、之に依り今後資金放出の縮減は相当大なるものがあるのみならず一方軍需産業の民需産業への転換は民需物資の軍用への供給減と相俟つて民需物資の供給を増加し、通貨と民需物資との不均衡是正に資する所大なるものがあるは、之れ亦看過し難き所であります。

以上の表現は、当時のインフレーション心理を鎮静化させるため、あえてデフレーション要因を強調したとも解釈できるが、やはり当局が一面で戦後インフレーションを警戒しながらも、他面上記演説が指摘したようなデフレーション要因の存在があるから、インフレーションの進行を阻止することはそれほど難しいことではなかろうとみていたことを示していると考えられる。

当時本行総裁であった渋沢敬三も、同じように戦後はデフレーション的傾向ができるだろうとの認識を持っていたことを後年、率直に認めている（前掲『日本金融史資料』昭和編第35巻、317ページ）。

なお上記のような津島蔵相の経済情勢に関する判断につき、当時大内兵衛は、現在の諸条件のもとでは今後インフレーションが急激なテンポで進行することは不可避であり、抜

1. 敗戦後のインフレーションの高進とその対策

本的な諸対策をとらぬ限り、「津島氏の適切なる施策ぐらいではどうにもならぬようである」と批判している（前掲『戦後日本財政の歩んだ道』46～61ページ参照）。

- (2) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻、148ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (3) 上掲書第12巻、57～62ページを参照。
- (4) 上掲書第5巻（歳計1）、昭和57年、13～14ページを参照。
- (5) 昭和20年11月5日「財政再建計画大綱説明要旨」（上掲書第17巻所収）507ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (6) 同上、506～507ページ。
- (7) 上掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、60～62ページを参照。
- (8) 同上、62～67ページを参照。
- (9) 同上、68ページ。
- (10) 日本銀行調査局「戦後における日本銀行の信用政策」（前掲『日本金融史資料』昭和統編第9巻、昭和56年、所収）42ページ。
- (11) 同上、42ページ。
- (12) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、70～71ページ（同第17巻、502～503ページも参照）。
- (13) 日本銀行保有資料。
- (14) 同上資料。
- (15) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第7巻（租税1）、昭和52年、70～80ページを参照。
- (16) 前掲「財政再建計画大綱説明要旨」509ページ。
- (17) 日本銀行保有資料。
- (18) 昭和20年11月27日付『朝日新聞』。
- (19) 昭和20年12月4日付『日本産業経済』。
- (20) 前掲『日本金融史資料』昭和統編第9巻、422～423ページ。
- (21) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、81～82ページ。
- (22) 上掲書第17巻、44～45ページを参照。
- (23) 前掲「渋沢敬三氏金融史談」327ページを参照。
- (24) 例えば昭和20年10月31日付『朝日新聞』。
- (25) 昭和20年11月5日閣議了解の「財政再建計画大綱要目」（前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第17巻所収）506～507ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (26) 前掲「財政再建計画大綱説明要旨」508～510ページ。
- (27) 例えば『経済毎日』第23年第16号（昭和20年12月1日）8～11ページ所載の「財産税を断行せよ——インフレの危機を救ふ新税』。

- (28) 昭和21年1月20日付『朝日新聞』参照。
- (29) 日本銀行保有資料、昭和21年2月22日付「今次財産税の目的と国債償却の方法に付て」。
- (30) 昭和20年11月27日付『朝日新聞』社説「財政再建の大道拓かる」。
- (31) 昭和21年1月22日付『毎日新聞』社説「日銀と金融資本」。なお同年1月14日付『朝日新聞』社説「財産課税これでよいか」も、政府の財産税法案に関する論評の中で、金融機関保有国債の償還措置に対する批判を述べているが、本行では1月19日よりかなり以前からこの問題に関する所見を非公式に表明していたので、この社説は、明示していないものの、本行の考え方に対する批判も含めていたと思われる。
- (32) 吉野俊彦『戦後金融史の思い出』日本経済新聞社、昭和50年、36~37ページ参照。
- (33) 内閣書記官長樺橋渡の「経済危機緊急対策の意義及概要——新日本の建設——」(前掲『昭和財政史——終戦から講和まで』第17巻所収) 300~303ページ。

(6) 金融緊急措置

金融緊急措置の内容

前述の「経済危機緊急対策」のうち、終戦直後のインフレーションの激化を阻止するうえで、多大の効果を發揮するであろうと期待された通貨面に対する非常措置は、昭和21年（1946年）2月17日に公布施行された「金融緊急措置令」と「日本銀行券預入令」から成っていた。前者は金融機関の預貯金・金銭信託等を封鎖することにより、後者は流通中の日本銀行券を強制的に金融機関に対する預貯金や金銭信託として預入させることによって、民間購買力を抑制しようとするものであった。「経済危機緊急対策」が発表された21年2月16日、本行の新木栄吉総裁は次の談話を発表した。⁽¹⁾

.....

今回公布の「金融緊急措置令」に依り預金者は種々の制約を受けることとなるが国民の日常生活には大なる支障を来さしめぬ様種々考慮が払はれて居り、又事業者も資金使用上所要の制限を蒙るが事業遂行上必要なる資金は適正に供給されるのであるから一般国民も事業者も正常なる生活を為し又健全なる事業取引を為すに就ては支障ないものと考へるからインフレ防止と云ふ国家の一大事業に全面的に協力して戴き度いと思ふ。

1. 敗戦後のインフレーションの高進とその対策

「日本銀行券預入令」に依り現在国民各自が持つて居る十円券以上の日本銀行券は三月二日に強制通用の効力を失ふこととなる。唯金融機関に預け入れる場合は三月七日迄は取扱はれ得ることとなつて居るが、金融機関も混雑の折柄預入手続が出来ない様な事があつては不測の損害を招くから七日の日限を待たず今から出来る丈け早く預金にする様にされ度い。

金融機関は今回の法令公布に依り国家的大事業を遂行すべき大責任を負ふこととなつたのである。日本銀行としてはこの際全力を振つて任務を遂行する覚悟である。全国の金融機関に於ても国家の負托に応へてこの国家的任務の完遂に協力せられ度い。

私は茲に全国の金融界、事業界及び国民全般が現下の国家危急に際し救国の至情を以て今回の措置に対して相互に協力し援助し合い我国経済再建の大事業に邁進せられん事を希望する次第である。

「金融緊急措置令」、「日本銀行券預入令」および同時に公布施行のその関連省令（大蔵省令第12号「金融緊急措置令施行規則」、同第13号「日本銀行券預入令施行規則」）による通貨措置の大要は次のとおりである。

イ、昭和21年2月17日現在における預金その他金融業務上の金融機関の債務は封鎖し（以下、封鎖預金等と呼ぶ）、原則としてその支払いを禁止する。ただし、国または地方公共団体および金融機関が、金融機関に対して有する預金その他の債権にはこの措置を適用しない。

封鎖預金等には、①預金（利息を含む）、②貯金（利息を含む）、③定期積金給付金、④金銭信託（受益者配当を含む）、⑤恩給金庫に対する寄託金（利息を含む）、⑥無尽給付金、⑦年金が含まれる。

ロ、昭和21年2月17日現在通用している日本銀行券のうち、10円券、20円券、100円券、200円券、1000円券（以下、旧券と呼ぶ）は21年3月2日をもってその強制通用力を失う（21年2月22日の大蔵省令第16号により5円券も同じく強制通用力を喪失することになった⁽²⁾）。

旧券を所持するものは、21年3月7日までに旧券を金融機関に対する預貯金または金銭信託にしなければならない。これらの預貯金および金銭信託は封鎖預金等とみなす。

ハ、昭和21年2月17日現在における国債・地方債・社債その他これに準ずる債券

の元本および利息、または株式・出資その他これに準ずるものに対する配当金等および保険契約に基づく保険金の支払いは、ホ、項で述べる封鎖支払いの方法によって行う。

ニ、昭和21年2月25日から3月7日まで（金融機関については3月9日まで）の期間、以下の制限に従い、日本銀行に旧券を預入すると同時に新様式の銀行券（以下、新券と呼ぶ）をもってその預入金の払出しを請求することができる（旧券と新券との交換）。この払出請求があった場合は、日本銀行は直ちに新券をもって支払いを行う。

①国または都道府県その他地方公共団体……所持する旧券の金額

②世帯主および世帯員……1人につき100円

③金融機関……金融業務上必要とする金額

郵便官署、日本銀行以外の銀行、市町村農業会および市街地信用組合は、日本銀行に代わって旧券による預金の受入れと当該預金の新券による支払いに関する事務を取り扱わなければならない。

ホ、封鎖預金等は一定範囲内の使途、一定金額の限度内に限り、封鎖支払いまたは自由支払いが認められる。封鎖支払いとは、手形・小切手・郵便為替証書その他これに準ずる支払指図により封鎖預金等への振込みまたは振替えの方法で行う支払いをいい、自由支払いとは、現金または制限のない一般の小切手等（いわゆる自由小切手等）によって行う支払いをいう。

ヘ、封鎖預金等の自由支払いが認められる場合のうち、一般世帯の生活資金および事業のための所要資金に対する限度は次のとおりとする。

①生活資金……月額、世帯主300円、世帯員1人につき100円の割合で計算した金額の合計額

②事業資金……人件費（ただし月額500円以上の者については500円として計算する）、通信費、交通費、その他の事務用雑費

金融緊急措置の実施

昭和21年2月16日の午後、金融緊急措置が発表される直前に本行は金融界代表

1. 敗戦後のインフレーションの高進とその対策

者を招致し、また翌17日（日曜）には市中金融機関の業務担当者を招集して、緊急措置に関する説明を行った。2月18日（月曜）に預金封鎖が実施され、同月25日、旧券の預入と新券の支払いが開始された。新券の支払いにはまず証紙をはった銀行券（10円、100円、200円、1000円の4券種）が用いられ、新様式の銀行券（いわゆる新円）は3月1日から100円券と10円券、同月8日から5円券、さらに同月20日から1円券が発行された。旧券がこの日をもって強制通用力を失う3月2日は土曜日であったが、全国銀行協会連合会は同日の営業時間を午後3時まで延長するとともに、翌3日の日曜日も臨時に開店して銀行券の引換えと預入事務のみを取り扱うこととした。⁽³⁾これに対応して本行も3月2日の営業時間延長と、翌3日の臨時営業を行った。

全国的にすべての預貯金等を封鎖し、旧銀行券を新銀行券に引き換えるという非常措置は、わが国の金融史上、ひいては日本銀行史上、これまで例のないことがあった。この金融緊急措置に類似した経験としては、大正12年の関東大震災ならびに昭和2年の金融恐慌の際に実施されたモラトリアムがある。前者の場合には、震災という自然現象により被災地域における債権債務の決済が事実上不可能になったことに対応したものであり、後者の場合は、金融恐慌に直面して債務の履行が困難になった金融機関を中心とする債務者一般に、預金の支払いその他債務の決済のため準備を行う余裕を与えるようとしたものであって、金融緊急措置のようにインフレーションの進行を阻止することを目的とする場合とは、根本的にその性質を異にした。

したがって、関東大震災と金融恐慌の際の措置は、「私法上ノ金銭債務ノ支払延期及手形等ノ権利保存行為ノ期間延長ニ関スル件」という緊急勅令により実施され、その支払延期が認められた債務は金融機関の預金だけではなく、私法上の金銭債務一般であった。これに対し金融緊急措置は、インフレーションに深く関係する金融機関の預金に加え日本銀行券を主な対象とした。その当然の結果として、前2回のモラトリアム措置は、俸給賃金の支払いならびに俸給賃金の支払いのためにする銀行預金の払出しは無制限とし、また1日一定金額以下の銀行預金の支払いには支払延期を認めなかったのに対し、金融緊急措置の場合には、金融

機関の預金引出しは法令の定める極めて厳重な枠内に限定された。

また、前2回のモラトリアム措置の場合には、支払延期を援用するか否かは債務者の自由にゆだねられ、金融機関によっては手元準備の充実するに伴って預金の支払請求に応じた事実があった。これに対し金融緊急措置の場合は、保有銀行券も強制的に金融機関に預入させ、既存預金とならんで、一定限度内の金額ないしは一定事項に該当する場合を除き、その支払いを絶対に禁止した。さらに、前2回の措置は当初から明文で一定期間内に限定されていたが、金融緊急措置は、インフレーションの進行防止に確信を得るまでは解除の見込みがなかったので、法令上なんら期間が定められなかった。⁽⁴⁾

以上のような、これまでの歴史に例のない非常措置を円滑に実施するため、その準備作業を短期間、極秘裏のうちにすすめ、わずか10日ほどの間に新旧銀行券の引換え作業を行わなければならなかった。金融緊急措置の実施に当たる中枢機関として本行が、多くの困難に直面させられたことは容易に想像できよう。行内では担当事務とは関係なく行員全體が準備作業に当たったが、新木本行総裁は昭和21年4月に開かれた部局長支店長会議の開会あいさつの冒頭において、次のように述べている。⁽⁵⁾

此の半年の間国内状勢は洵に困難であつて特に通貨金融方面に非常な困難があつた。万事艱難の時に特に先般の金融緊急措置の実施に関しては皆さんから緊密な連絡を頂き、又唐突の間に案を練り国民にも皆さんにも分つてゐない法令の運用に付て、極めて適切な措置が行はれ、又日本銀行として最も懸念してゐた証紙の配布、旧券の受入等が交通機関の不便等困難な時によく成し就げられ予想以上の成果を挙げ得たことについては沁々厚く御礼を申上げる次第である。

旧銀行券と新銀行券との引換え、いわゆる新円切換えは多少の混乱を引き起こしたが、昭和21年2月18日から3月8日までの旧銀行券回収高は総計503億409万円に達した(表1-10)。金融緊急措置実施直前の2月16日における銀行券発行高614億5164万円に比べると、回収率は81.9%に上り、旧銀行券の流通高は大幅に収縮した(新円を含む全體の銀行券発行高も3月9日までに73.7%減少した)。

このような旧銀行券回収高のうち銀行を通ずる回収額は251億円に及び、総回

1. 敗戦後のインフレーションの高進とその対策

収高の49.9%を占めた。銀行に次ぐ回収額を示したのは郵便局で、その金額は140億円（総回収高の27.9%）と銀行の回収額の6割弱に達した。これに伴い、旧銀行券預入最終日である3月7日現在の銀行預金残高は2月16日に比べて292億円増加し、郵便貯金は111億円増加した。⁽⁶⁾ 金融緊急措置実施後、銀行貸出は目に見えて減少することはなかったものの、それまで既述のような預金引出しの盛行と貸出の累増から資金繰りに窮り、支払準備資金の調達に狂奔していた銀行が、旧銀行券の預入に伴う預金の著しい増加によって窮境から救われたことは争えない。

もっとも、旧銀行券回収の市中金融機関に及ぼした影響は業態によつてかなりの違いがあった。本行は旧銀行券の回収により生じた市中金融機関の余剰資金をまず本行借入れの返済に充てさせたが、2月21日～3月9日の間に、地方銀行は借入れの90%を返済したのに対し、特別銀行の返済率は17%にすぎず、8大銀行は45%を返済したにとどまり（表1-11）、「依然手許逼迫が緩和しなかった」といわれている。⁽⁷⁾ また、余剰資金の大半は国債の買入れ（新発債の引受けならびに本行所有国債の買入れ）に向けられたが、21年3月中の国債買入額（150億円）の内訳を見ると、特別銀行の買入れはなく、8大銀行の買入高も4億円弱と3%を占めるにすぎなかった。これに対し、地方銀行の買入高は49億円（国債買入総額の33%）、農業金融系統機関のそれは46億円（同31%）、預金部の買入高は51億円（同34%）に上った。

表1-10 旧日本銀行券回収高

○ 地域別 (単位：千円)

地 域	回 収 高	構成比 (%)
全 国	50,304,098	100.00
北 海 道	1,504,573	2.99
東 北	3,681,655	7.32
関 東	12,919,938	25.68
（うち東京）	（5,160,864）	（10.26）
中 部	9,112,710	18.12
（うち愛知）	（2,418,570）	（4.81）
近 織	11,129,217	22.12
（うち大阪）	（4,356,635）	（8.66）
中 国	4,369,983	8.69
四 国	2,285,789	4.54
九 州	5,300,233	10.54

○ 受入れ機関別

受入れ機関	回 収 高	構成比 (%)
銀 行	25,102,965	49.9
金 庫	240,886	0.5
郵 便 局	14,009,793	27.9
農 業 会	9,421,880	18.7
市街地信用組合	1,070,551	2.1
信 託 会 社	112,134	0.2
無 尽 会 社	345,889	0.7
合 計	50,304,098	100.0

（出所）前掲『財政経済統計年報』昭和23年。

表 1-11 金融緊急措置実施に伴う本行貸出の回収状況
(単位:百万円)

	昭和21年 2月20日残高	3月9日残高	回 収 額
特別銀行	5,936	4,950	986
8大銀行	25,581	14,197	11,384
地方銀行	2,669	255	2,414
貯蓄銀行	2,668	1,520	1,148
金 庫	359	215	144
閉鎖機関	6,974	6,974	0
その 他	213	111	102
計	44,400	28,221	16,179

- (注)1. 特別銀行は日本興業・横浜正金・北海道拓殖の3銀行。
 2. 8大銀行は帝国・三菱・安田・住友・三和・東海・神戸・野村の8銀行。
 3. 金庫は農林中央・商工組合中央・庶民・国民更生の4金庫。
 4. 閉鎖機関は戦時金融金庫および資金統合・満洲中央・台湾・朝鮮の4銀行。

(出所) 日本銀行保有資料「金融緊急措置実施後の金融情況」昭和21年4月。

前述のように日本銀行券預入令に基づき預入された旧銀行券は、本行貸出の回収、市中金融機関の本行所有国債の買入れ、政府預金および一般預金の増加等の経路を通じて本行に還流した。銀行券発行高は預金封鎖の実施された2月18日の618億円をピークにして漸減し、3月12日には152億円とピーク時の24.6%にまで収縮した(表1-12)。

一方、金融緊急措置発表直後

の2月20日には444億円に上っていた本行貸出も、3月16日には267億円と4割方減少した。

以上のように金融緊急措置の金融面に及ぼした影響は大きかったが、実体経済面に与えた影響は区々であった。「金融緊急措置令」および同施行規則の封鎖支払いに関する制限規定は抽象的であったうえ、実際の運用はほとんど市中金融機関の窓口にゆだねられたので、事業資金の調達に大きな支障をきたしたことは少なく、「生産界に与へたる影響は殆んど無きが如くである」といわれた。⁽⁹⁾ 流通部門では、3月2日の旧銀行券失効とともに百貨店・小売商の売上げは激減したものの、新円による消費需要は堅実な歩みを示した。もっとも、終戦後の統制のゆるみや撤廃に伴い異常な活況を呈していた露店商は、統制の強化もあって激減し、存続しうるものは2割~3割程度であろうとみられた。⁽¹⁰⁾ このため、闇商人やプローカーとして潜在化していた大量の失業者が顕在化し、就業対策が緊要な問題となるに至った反面、膨大な失業者の存在にもかかわらず求人難をかこつというこれまでの奇現象は解消し、勤労意欲も高まってきた。⁽¹¹⁾

物価面では、金融緊急措置発表直後に急騰した露店商物価は旧銀行券失効後急

1. 敗戦後のインフレーションの高進とその対策

表 1-12 金融緊急措置実施以降の銀行券発行高

(単位: 百万円)

昭和21年	残 高	前日比 増減(△)	昭和21年	残 高	前日比 増減(△)
2月16日(土)	61,451	912	3月6日(水)	31,906	△ 4,557
18日(月)	61,824	373	7日(木)	29,726	△ 2,179
19日(火)	61,730	△ 94	8日(金)	25,224	△ 4,502
20日(水)	61,450	△ 280	9日(土)	16,166	△ 9,058
21日(木)	60,979	△ 470	11日(月)	15,453	△ 712
22日(金)	60,261	△ 718	12日(火)	15,204	△ 248
23日(土)	59,691	△ 569	13日(水)	15,349	144
25日(月)	58,679	△ 1,011	14日(木)	15,745	396
26日(火)	57,549	△ 1,129	15日(金)	16,055	310
27日(水)	55,991	△ 1,558	16日(土)	16,477	422
28日(木)	54,342	△ 1,648	18日(月)	16,920	442
3月1日(金)	52,631	△ 1,711	19日(火)	17,345	424
2日(土)	49,774	△ 2,856	20日(水)	17,959	613
3日(日)	46,735	△ 3,039	22日(金)	18,518	559
4日(月)	41,812	△ 4,922	23日(土)	19,137	618
5日(火)	36,463	△ 5,348	25日(月)	19,761	624

(出所) 日本銀行調査局「金融非常措置実施とその影響」(前掲『日本金融史資料』昭和統編第9巻所収) 430~431ページ。

落し、一時は緊急措置発表前の水準をも下回るようになった。当時の深刻な食糧事情を反映して、食料品価格は旧銀行券失効後もかなりの高水準を維持したが、「食料品を除く他の商品価格の騰勢は若干抑制し得た」と認められている。⁽¹²⁾

金融緊急措置をめぐる論議

昭和21年2月の金融緊急措置に対する当時の新聞・雑誌の論調は概して好意的であった。たとえば『東洋経済新報』を見ると、政府が今回断行したインフレーション緊急対策は、わが国の当面する経済危機を突破するには当然の措置であると述べ、基本的には賛意を表している。⁽¹³⁾『毎日新聞』も、今日までの状態から見て、インフレーションの抑制に強行策を取ることは是認しなければならないと記している。⁽¹⁴⁾緊急対策の発表される前から、インフレーションを阻止するには過剰購買力の封鎖断行が最も効果的であろうと主張していた『朝日新聞』は、過剰な通貨を封鎖、回収してインフレーションの進行を抑える一方、隠匿退藏された食糧その他の生活必需品を摘発動員して公正な配給ルートに乗せ、当面の危機を克

服しようとする今回の緊急措置は、現在の危機的情勢から見て当然であると述べ⁽¹⁶⁾ている。

しかし、「経済危機緊急対策」の効果を全面的に信頼していたわけではなかった。『朝日新聞』も、今回の施策の重点が金融面に置かれ、生産面に対する措置が比較的手薄であるので、悪性インフレーションと経済秩序の崩壊に向かい一つあるわが国の現状を果たして食い止められるかどうか、なお多大の不安が持たれ⁽¹⁷⁾ると述べていた。『毎日新聞』は、今回のインフレーション阻止策はほんの序の口にすぎず、日本銀行券発行高を若干収縮させることを目的としているにとどまる⁽¹⁸⁾と記していた。『東洋経済新報』は、金融面の措置による購買力の吸収に主として重点が置かれ、生産増強策を閑却している点が大きな欠陥であると、問題点⁽¹⁹⁾を指摘していた。

批判的論調で目立ったのは『日本産業経済』である。悪性インフレーションを防止するには通貨と物資の不均衡を是正することが必要であるにもかかわらず、「経済危機緊急対策」は、①購買力の抑制に重点を置き、生産の増強を比較的閑却しているだけでなく、供給の減退を招く可能性が大きいこと、②生活必需品価格の全面的引下げをうたっているが、需要が供給を絶対的に上回っている場合は、通貨量をいくら制限しても、同時に価格を必要な水準にまで引き上げない限り、需給は均衡しないこと、③官僚主義的な統制を前提としているが、そのような統制は実際上困難であること、の3点に欠陥があると批判していた。⁽²⁰⁾

事実、銀行券発行高は3月12日の残高を底にして再び増勢に転じた。本行貸出も3月16日の残高をボトムにして漸増し始めた。3月13日の金融懇談会において新木本行総裁は、「金融緊急措置令」の施行に伴う金融機関の在り方に言及し、市中金融機関に対して、今後の融資は原則として預金増加、貸出回収または市場資金の吸收により賄うよう要請した。⁽²¹⁾ 同月22日、「金融緊急措置令施行規則」に基づく大蔵大臣の金融機関による資金流通に対する制限・禁止権限が発動され、市中金融機関は3月20日現在の残高を超えて融資してはならないことになった。緊急やむをえない使途に充当される貸出であって、貸出後10日以内に確実に回収されるものは、本行の承認する範囲内で上記の限度を超えることを認められたものの、⁽²²⁾

1. 敗戦後のインフレーションの高進とその対策

その超過枠は3月20日現在の残高の1000分の1以下という厳しい線に制限された。4月1日から、個人生活資金の封鎖預金払戻し金額の引下げ(世帯者、月300円→100円)、現金収入の多い特定事業者に対する封鎖預金払戻しの一部禁止、戦災者等の生活必需品購入資金の封鎖預金払戻し中止が実施された。これらの措置は、当初の金融緊急措置の効果に限界があったことを示すものといえよう。

昭和21年3月末の銀行券発行高は233億円と同月12日(ボトム)比53.4%の大増加となった。そして上述のような3月22日と4月1日の金融緊急措置の強化にもかかわらず、銀行券の増発は続くものとみられていた。4月13日に本行調査局は、このままで推移すれば6月末の銀行券発行高は429億円(実際の発行高428億円)、12月末には806億円(同934億円)に達するであろうと予想し、封鎖預金の完全封鎖をねらいとする施策案を作成した。⁽²³⁾同案の大要は次のとおりである。

銀行券の大幅増発が予想されるのは、個人の生活資金、企業の事業経費、米の供出代金など、いろいろな経路を通じて封鎖預金から銀行券が流出する一方で、金融機関に還流しないからである。したがって、封鎖預金の支払制限を段階的に強化し、最終的には同預金を完全に封鎖する必要がある。同時に、資金が農村に流入する一方で工業部門に回流してこないので、強制貯蓄により資金の円滑な循環を確保し、農業生産と工業生産との不均衡を是正しなければならない。このため、以下のように封鎖預金の払戻しについて第3次・第4次強化策を実施すべきであると考える。

イ、第3次強化策(5月1日実施)

- (イ) 個人生活資金の払戻金額を再度引き下げる(月100円→50円)。
- (ロ) 諸給与金支払いのための払戻しに対する制限を強化する(1人当たり月500円→5月から400円とし、以後毎月100円ずつ遞減する)。
- (ハ) 企業の事務用雑費支払いのための払戻しに対する制限を強化する(5月は4月の8割、6月は6割とし、以後毎月2割ずつ遞減する)。
- (二) 封鎖支払いの制限を強化する(封鎖預貯金等を除き、「金融緊急措置令」施行時に現存した債務に対する元本・利息の支払いのためにする封鎖支払いは6月1日以降認めない)。

- (b) 強制貯蓄を実施する（特に指定する事業者に対しその収入の一定割合——例えば所得税額の倍額——の強制貯蓄—2年物定期預金—を命ずる）。

ロ、第4次強化策（8月1日実施）

- (i) 個人生活資金の払戻しを停止する（収入のない者については一定限度まで払戻しを認める）。
- (ii) 諸給与金支払い、事務用雑費、その他一切の支払いのための払戻しを認めないこととする（大蔵大臣が特に指定する場合を除く）。
- (iv) 封鎖支払いを原則として停止する（大蔵大臣が特に許可する場合を除く）。

この調査局案は、封鎖預金の自由支払いによる銀行券流出ルートを完全に閉鎖し、銀行券発行量の適正化をはかるとともに、封鎖支払いの道も封じて「新円経済」への移行を断行しようとするものであった。しかし、封鎖預金の完全封鎖と併行して、実物面においてどのような措置をとるべきかを明らかにしていなかった。

封鎖預金の完全封鎖案は採択されるまでに至らなかったが、5月14日、調査局はさらに「封鎖支払を如何にすべきか」と題する資料を作成した。その要点は次のとおりである。⁽²⁴⁾ 封鎖支払いは支払いの都度金融機関等の認証を要するので、1回限りの支払手段であり、したがって封鎖預金の現金払いに比べれば、封鎖支払いのインフレーションに及ぼす影響は軽微であると考えられがちであるが、封鎖支払いも封鎖預金の購買力化をもたらす点では変わりはなく、現にその乱用（換物目的の支払いや封鎖預金の打歩付売買など）によって巨額の購買力を追加している。他方、生産者にとっては、原材料代金の封鎖支払いにつきその受取りを忌避される傾向がみられるため、生産活動に支障をきたしている。したがって、封鎖支払いの範囲をだいに縮小し、「新円経済」への移行を円滑にする必要がある、というのである。そして差し当たりの措置として、①旧債返還のための封鎖支払いの廃止、②有価証券買入れのための封鎖支払いの廃止、③封鎖支払いを認めない業者の範囲拡大を提案しており、このうち②は6月21日に実現したが、それのみではさほどの効果はあげえなかった。

5月28日、本行総務部は「インフレ防止対策ニ付テ」と題する文書を部局長・

支店長に送付している。この文書は、直面するインフレーションを防止するには生産・流通・物価・労働その他経済各面における総合対策を必要とするが、金融面においても、特に生産の増強に関して支障があるならば、それを除去しなければならないという観点から、インフレーション対策を取りまとめたものであった。⁽²⁵⁾ その特色は、封鎖支払いと自由支払いの2本建てに伴う弊害を重視し、新円と自由預金に基づく「新円経済」の確立を目指して、「金融緊急措置令」の根本的再検討を提唱した点にあり、具体的には事業資金の封鎖支払いの廃止、生産部門への資金の円滑な供給、預金への信頼を高めることによる資金の還流・蓄積の促進などを主張していた。

金融緊急措置は総合的な「経済危機緊急対策」の一環として実施されたものであったが、物資面に対する施策がそれに伴わなかったため、金融緊急措置の影響のみが浸透した。その結果、①新円が消費部門に集中し、生産部門へ円滑に流入しない、②封鎖払いでの代金を支払う企業は原料・資材の入手が困難になる、③封鎖払いと現金払いが並存するため二重価格が生じる、④預金再凍結に対する不安から新円預金の増加がほとんど期待できない、などの弊害が生じていた。また、金融緊急措置はもっぱら現金の流出を抑制しようとするだけであって、経済界における資金の円滑な循環を確保するうえではかえって障害になっていた。したがって単に「金融緊急措置令」の当初の線にそって緊急措置を改正・強化するのみでは、インフレーションの防止、経済の再建に対する根本的解決策にはなりえなかつた。⁽²⁶⁾ 本行が「金融緊急措置令」の再検討を行い、抜本的改正案を取りまとめようとしたのも当然であった。

金融緊急措置の効果

預貯金等および流通現金を封鎖することにより、インフレーションの進行を防止しようとした金融緊急措置は、終戦直後の激しいインフレーションによる経済崩壊の危機を回避するのに寄与したが、その効果は一時的なものにとどまった。金融緊急措置実施後1か月もたたないうちに銀行券発行高は再び増勢に転じた。その結果、どのような内容のものであろうとも、通貨措置というものに対して、

国民に抜き難い不信感と不安感を植え付けることになったのは大きなマイナスであった。⁽²⁷⁾その後も通貨措置に関するルーマーは絶え間なく生じ、本行は当時これを打ち消すのに大わらわであった。

金融緊急措置が終戦直後のインフレーションを一時抑制できたにすぎなかったのは、同緊急措置以外の総合対策の不成功や引き続く財政の赤字によるところが少なくなかったが、すでに述べたように金融緊急措置自体にも原因があった。⁽²⁸⁾

第1に、預貯金等を封鎖し、流通現金を強制的に封鎖預金化したといつても、預貯金・現金を完全に凍結するものではなかったことである。一定の生活資金や事業資金等について封鎖預金の新円による払戻しを認めたことが、銀行券の過度の増発をもたらす要因となった。前述したように、昭和21年4月1日に、封鎖預金払戻しの制限強化もしくは停止措置がとられたのに続いて、6月21日から、特殊な例外を除き封鎖預金からの事業資金引出しが禁止されたのは、そこに抜け穴があったからにほかならない。21年4月～6月中の主要金融機関（市町村農業会を除く）における封鎖預金の新円による払出額は、154億円に上った（21年7月～9月中は179億円）。⁽²⁹⁾

封鎖預金の新円への転化は財政を通じても促進された。租税は封鎖預金に基づいて振り出される小切手（いわゆる封鎖小切手）で納入することを認められていたので、財政収入の面では封鎖預金からの振替えが多かった。これに対し、支出面では封鎖小切手による政府支払いの割合は少なかったため、租税として政府に振り替えられた封鎖預金の一部は、政府支出を通して新円（または自由預金）に転化していったのである。

以上のような封鎖預金の新円への直接的・間接的転化に加えて、封鎖小切手による取引が認められていたので、封鎖預金が引き続き預金通貨として流通したこととも金融緊急措置の効果を減殺した。前述の本行調査局資料「封鎖支払を如何にすべきか」も指摘しているように、封鎖支払いを認めたことは、一定範囲に限ったとはいえたが封鎖預金の購買力化に道を開いたことを意味する。昭和21年4月～6月の間における主要金融機関（市町村農業会を除く）の封鎖支払額は857億円に達し（7月～9月中は1044億円）、同期間中の新円による封鎖預金払出額の5.6

倍に及んだ。⁽³⁰⁾このような封鎖預金の流動化は、金融機関の封鎖小切手による貸出つまり封鎖貸出によって促された面もあった。昭和21年4月～6月中の全国銀行による封鎖貸出額は累計155億円に上り（7月～9月中は288億円）、旧債返済のための貸出を除いても150億円（同281億円）に達した。この金額は同期間中における全国銀行の封鎖支払いによる封鎖預金払戻額の19%に相当する（同29%）。⁽³¹⁾

金融緊急措置の第2の弱点は、「新円経済」の確立を意図しながらそれに徹しえなかつたことにあった。封鎖預金からの新円による払戻しと、封鎖小切手による払出しの2本建てを認めたため、前者による購入価格は後者による購入価格より安いという二重価格が生じたことは先に述べた。当時は公定価格に基づく取引分野と闇価格に基づく取引分野とが並存していた経済であったことを考えると、新円は闇価格に基づく取引分野、すなわち闇経済の通貨に化する傾向があったことは否定できない。したがって、金融機関から流出した新円は闇経済の分野に滞留し、なかなか金融機関に還流してこなかった。昭和21年4月～6月中の全国銀行の自由預金増加額（公金預金と金融機関預け金を除く）は53億円にとどまった（7月～9月中は83億円）。新しい日本経済再建の基礎となる健全な安定通貨として機能するよう期待された新円も、いたずらに闇経済を助長したにすぎないといえる。

このようにして金融緊急措置はインフレーションの収束を図ることはできなかった。この時点でインフレーションを完全に抑制するためには、既述のように、強力な総合対策の実施、とくに財政赤字の解消、きびしい金融引締めや生産活動の円滑な拡大が不可欠であった。しかし、このような方策の実施については、賠償、連合軍経費、軍需企業への補償、失業救済、社会保障等々、多額の未確定支出が予想されるなかで、果たして財政赤字を急速に解消できるかどうか、また当時の情勢のもとで企業に対する金融機関の貸出を徹底的に引き締められるかどうか、仮にインフレーションが収束の方向に向かった場合、過渡的に生ずる各面での激しい摩擦を乗り切り、半失業化している相当数の国民を生産活動分野に円滑に吸収できるかどうか、など問題が極めて多かったことも否定できない。

経済危機緊急対策の実施に際し、当局はインフレーションの抑制につき強気の

公式発言を行っているが、真意は逆であり、大蔵省の当時の文書によれば、大蔵省としてはこの時点でのインフレーションの徹底的な抑制には自信がもてず、今次の措置を、奔騰するインフレーションを一時抑え、いわば時をかせぐための方策と考えていた、との指摘がなされているが、そのような事情のもとでは、金融緊急措置の効果が一時的なものに終わったのは当然であった。⁽³²⁾

- (1) 日本銀行保有資料。
- (2) この通貨措置が発表される前に、5円券がその対象に含まれないという同措置の内容が漏れたもようで、例えば本行本店営業所の前の道路で、5円券3枚と10円券2枚を交換する光景がすでに本行職員により目撃されていた。発表後このような動きはいっそう強まったので、この改正が行われた。
- (3) 日本銀行保有資料。
- (4) これらの諸点については、日本銀行調査局「金融非常措置実施とその影響」(前掲『日本金融史資料』昭和統編第9巻所収) 427ページを参照。
- (5) 日本銀行保有資料。
- (6) 前掲「金融非常措置実施とその影響」429ページ。
- (7) 同上、430ページ。なお、本資料は金融緊急措置実施直後の模様を伝える「貴重な資料」である、と評価されている(土屋喬雄、前掲『日本金融史資料』昭和統編第9巻、「解題」22ページ)。
- (8) 上掲「金融非常措置実施とその影響」430ページ。
- (9) 同上、437ページ。
- (10) 同上、442ページ。
- (11) 同上、448ページ。
- (12) 同上、447ページ。
- (13) 『東洋経済新報』第2210号(昭和21年2月23日)特輯「インフレ緊急対策の影響と問題」7ページ。
- (14) 昭和21年2月17日付『毎日新聞』社説「インフレ阻止策」。
- (15) 昭和21年1月29日付『朝日新聞』社説「インフレ阻止を勇断せよ」。
- (16) 昭和21年2月17日付『朝日新聞』社説「危機克服に協力せよ」。
- (17) 同上。
- (18) 前掲、社説「インフレ阻止策」。
- (19) 前掲、特輯「インフレ緊急対策の影響と問題」7ページ。
- (20) 昭和21年2月19日付『日本産業経済』社説「インフレ緊急対策の弱点」。
- (21) 前掲「日本銀行調査月報」昭和21年1月—3月、69ページ。

1. 敗戦後のインフレーションの高進とその対策

(22) 「金融緊急措置令施行規則」第13条第2項

大蔵大臣ハ金融機関、証券引受会社又ハビルブローカーニ對シ其ノ資金ノ融通ニ付制
限若ハ禁止ヲ為シ又ハ当座貸越契約ノ極度金額ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

(23) 日本銀行調査局「金融緊急措置令第三次及第四次強化要領（試案）」（前掲『日本金融史
資料』昭和統編第9巻所収）455～459ページ。

(24) 日本銀行調査局「封鎖支払を如何にすべきか」（上掲『日本金融史資料』昭和統編第9
巻所収）464～465ページ。

(25) 日本銀行「インフレ防止対策ニ付テ」（上掲『日本金融史資料』昭和統編第9巻所収）
465～469ページ。

(26) 同上、466ページを参照。

(27) 鈴木武雄『金融緊急措置とドッジ・ライン』清明会出版部、昭和45年、132ページ。

(28) 同上、113～122ページを参照。

(29) 大蔵省・日本銀行編『財政経済統計年報』大蔵財務協会、昭和23年、342～343ページ。

(30) 同上、342～343ページ。

(31) 同上、347ページ。

(32) 前掲『昭和財政史——終戦から講和まで——』第12巻、91ページ。